

平成30・31年度  
町内建設工事・修繕及び管轄関  
係業者登録申請の受付について  
建設課 管理係 (18番窓口)  
☎64・1124 FAX63・4150

左記のとおり受付を実施します  
ので、希望される業者は申請してく  
ださい。

◆受付期間…2月1日(木)～28日(水)  
(土・日祝日を除く)

◆受付時間…8時30分～17時15分  
(12時～13時を除く)

◆受付場所…役場2階 建設課

◆提出書類  
湯浅町ホームページよりダウンロード  
できます。または、建設課にて  
配布します。

◆有効期限  
平成30年4月1日～平成32年3  
月31日(2年間)

詳しくは建設課管理係まで

平成30・31年度  
競争入札及び物品調達業務  
の業者登録の受付について  
総務課 管財係 (16番窓口)  
☎64・1108

左記のとおり受付を実施します  
ので、希望される業者は申請してく  
ださい。

◆受付期間…2月1日(木)～28日(水)  
(土・日祝日を除く)

◆受付時間…8時30分～17時15分  
(12時～13時を除く)

◆受付場所…役場2階 総務課

◆提出書類  
湯浅町ホームページよりダウンロー  
ドできます。または、総務課にて  
配布します。

◆有効期限  
平成30年4月1日～  
平成32年3月31日(2年間)

◆物品調達  
平成30年4月1日～  
平成31年3月31日(1年間)

詳しくは総務課管財係まで

湯浅町都市計画マスタープラン(案)  
及び湯浅町立地適正化計画(案)に  
関する住民意見募集の実施について

湯浅町都市計画マスタープラン(案)  
及び湯浅町立地適正化計画(案)につ  
いて、住民意見を募集します。

案について意見のある方は、縦覧期間  
中意見書を提出することができます。

◆意見の募集期間  
1月9日(火)～24日(水)

◆縦覧場所・提出先・問い合わせ  
湯浅町都市計画マスタープラン(案)  
建設課 ☎64・1124

湯浅町立地適正化計画(案)  
まちづくり企画課 ☎64・1112

詳しくは湯浅町ホームページをご覧  
ください。

潮光園 臨時職員(介護補助員)募集  
特別養護老人ホーム 潮光園 ☎63・3381

◆職務内容 臨時介護補助員2名  
特別養護老人ホーム潮光園利用  
者の介護を行う。

◆雇用期間 平成30年3月31日まで  
雇用期間の更新「有」

◆申し込み受付 随時受付  
9時～17時(土・日曜日、祝日除く)

◆試験場所 特別養護老人ホーム  
潮光園内会議室

◆試験内容 面接試験

◆申し込み方法 郵送、持参

◆提出・問い合わせ先  
湯浅町湯浅2600番地3  
特別養護老人ホーム 潮光園  
☎63・3381

◆勤務地 特別養護老人ホーム 潮光園

◆待遇 介護福祉士資格「有」  
日額7,800円

○給与 介護福祉士資格「無」  
日額7,000円

○その他手当等  
・超過勤務手当

・通勤手当(自宅から2km以上)

○社会保険等

◆応募資格 年齢…不問  
詳しくは、  
特別養護老人ホーム 潮光園まで

森林の立木伐採にかかる許可  
申請・届出制度等について  
産業観光課 (17番窓口)  
☎64・1118

地域森林計画区域内で森林の立  
木を伐採または開発する場合、森林  
法に基づく伐採の許可申請や届出の  
提出が必要です。また、平成29年4月  
以降、伐採の届出を行った方は、事後  
に市町村長への報告が必要となりま  
した。畑のうらの雑木林を伐採する  
場合や、森林を伐採して太陽光パネ  
ルを設置する場合なども該当します。  
無届、無許可による伐採をした場  
合、罰金に処される場合があります。  
◆届出者…森林所有者または伐採  
の権限を有する者  
※伐採、造林を行う者が異なる場  
合は連名で提出

◆届出時期…伐採開始の90日前か  
ら30日前まで

◆届出先…伐採箇所のある市町村役場

◆伐採及び伐採後の造林に係る森林  
の状況報告

◆報告者…伐採及び伐採後の造林  
の届出書の提出者で伐採後の造  
林をした者(主に森林所有者)

◆報告時期…造林を完了した日か  
ら30日以内

◆報告先…伐採箇所のある市町村役場  
◎場所や内容により必要な手続きが異  
なります。詳しく産業観光課まで。

みんなで守ろう文化財!  
1月26日は文化財防火デーです  
湯浅広川消防組合 ☎64・0119

昭和24年1月26日に、現存する世  
界最古の木造建造物である法隆寺の  
金堂が炎上し、壁画が焼損したこと  
を契機として文化財保護法が制定  
されました。その後、文化財保護思  
想のいっそうの強化徹底を図るための  
普及活動事業が行われています。

1月26日が法隆寺金堂の焼損し  
た日であることや、1月・2月が一年の  
うちで最も火災が発生しやすい時期  
でもあることから、昭和30年にこの  
日を「文化財防火デー」と定め、文化  
庁と消防庁とが連携、協力して、全  
国的に文化財防火運動を展開する  
ことになりました。

湯浅広川消防組合では、毎年1月  
から2月に重要文化財を保有してい  
るお寺、神社に対して立入検査及び  
訓練を実施しています。町内には貴  
重な文化財がたくさんあります。町  
民の財産である文化財を火災・地震  
などの災害からみんなで守り、後世  
に受け継いでいきたいと思います。



廣川の河口清掃を行います!  
湯浅町シロウオまわり実行委員会  
☎64・1108

この時期に遡上するシロウオが産  
卵しやすい環境をつくるために行い  
ます。

◆日時…平成30年1月28日(日)  
午前10時から

◆受付場所…島の内区 弁財天堀

確定申告期限のお知らせ  
所得税及び復興特別所得の申告・納期限  
3月15日(木)

◆個人事業者の消費税及び地方消費  
税の申告・納期限 4月2日(月)

◆贈与税の申告・納期限  
3月15日(木)

振替納税のご案内  
納税には「振替納税」が便利で確実です。

◆所得税及び復興特別所得税の振替日  
4月20日(金)

◆個人事業者の消費税及び地方消  
費税の振替日 4月25日(水)

町職人事異動(平成29年12月1日付け)  
ブランド戦略推進室主査  
石倉 裕子(税務課主査)  
※( )内は旧職名

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています